

令和6年4月1日
 開始!

ひとり親支援の一環で、

民事法律扶助における運用が変更されました!!

①未払養育費等の支払を受けた場合における立替金(弁護士費用等)の返済

旧	変更後
支払を受けた養育費等から原則、一括返済	支払を受けた養育費等が一定額以下の場合、 <u>一括返済不要</u> <u>(毎月分割払い可)</u>

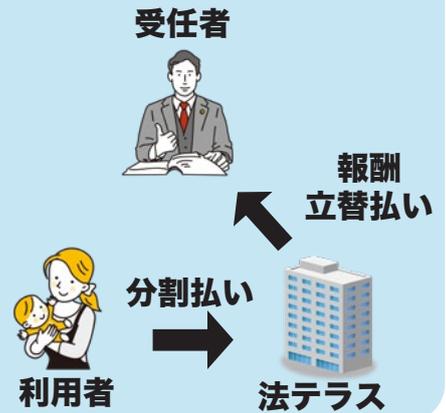
※変更後のイメージ



②将来における月々の養育費に関する成功報酬の支払い

旧	変更後
養育費の支払を受ける都度、その10%を利用者から受任者へ直接支払	一定額までは <u>法テラスによる立替え</u> とし、 法テラスへ <u>毎月分割払い</u> (受任者への <u>直接支払不要</u>)

※変更後のイメージ



③償還免除対象への追加

収入・資産が一定額以下

今まではこっちのみ

追加!

資力回復困難な方
 (高齢者、中度以上の障がい者
 (扶養者含む)、長期療養者)

+

or

義務教育対象年齢
までの子と同居し、
扶養しているひとり親

※養育費請求事件とその関連事件の立替金が償還免除要件の緩和対象になります。

※変更後のイメージ



詳しくはこちらから!

※法テラスのHPは、令和6年5月7日にリニューアルしました!

